

# 国土調査関係法令集(地籍調査編)

## 改訂第12版(令和3年)

7月27日発売開始決定



定 価：7,000円

(税込・送料別)

会員価格：5,000円

(税込・送料無料)

A5判 モノクロ刷

約2,100頁

発行 公益社団法人 全国国土調査協会

本書は、昭和37年の初版を発刊後、随時その改訂をしてきた法令集であり、国土調査事業70周年に当たる令和3年に改訂第12版として発刊するものです。

収録法令等(通達、通知、事務連絡、マニュアル等を含む。)の内容は、令和3年6月11日現在の規定です。収録総数は、明治29年から令和3年までの125年間における207法令です。

地籍調査の実施に関する運用規定である地籍調査作業規程準則及び同運用基準については、令和2年及び令和3年の改正新旧表をも収録しています。

また、収録法令等の検索の便宜のため、インデックス・シールを作成しています。

第1章 国土調査に関する基本法等、第2章 国土調査に関する手続法令等、  
第3章 地籍調査に関する作業法令等、第4章 作業工程別の通知等  
第5章 地籍調査推進施策関係、第6章 所有者不明土地関係、  
第7章 参考法令等、索引は、法令発出の年月日順と五十音順

内容見本  
A4判 縮小

2-1 国土調査法、国土調査法施行令

国調法	国調法施行令
<p><b>国土調査法</b> (昭和二十六年法律第百八十号)</p> <p>改正：昭27法284、昭28法59、昭31法148、昭32法113、昭35法14、昭36法106、昭43法94、昭49法92、昭53法54、昭60法37、昭61法46、平元法22・法84、平3法15、平5法8、平11法87・法102・法160、平16法124、平22法21、平23法35、平25法44、令2法12</p> <p><b>第一章 目的及び定義</b> (目的) <b>第一条</b> この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。 (定義) <b>第二条</b> この法律において「国土調査」とは、左の各号に掲げる調査をいう。 一 国の機関が行う基本調査、土地分類調査又は水調査 二 都道府県が行う基本調査 三 地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者(以下「土地改良区等」という。)が行う土地分類調査又は水調査で第五条第四項又は第六条第三項の規定による指定を受けたもの及び地方公共団体又は土地改良区等が行う地籍調査で第五条第四項若しくは第六条第三項の規定による指定を受けたもの又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基くもの 2 前項第一号及び第二号の「基本調査」とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために行う土</p>	<p><b>国土調査法施行令</b> (昭和二十七年政令第五十号)</p> <p>改正：昭27政320・政479、昭28政30政47・政133、昭32政35政190・政263、昭37政281政14、昭41政30、昭43政310政158、昭47政101、昭49政51政16、昭53政282・政286、昭60政24・政31、昭62政54、51、平2政183、平11政346、312、平15政28、平17政375政79・政169、平25政184、令元令2政137・政183</p> <p><b>(土地改良区その他の者)</b> <b>第一条</b> 国土調査法(以下「法」という。)第二条第一項第三号の規定する政令で定める者は、次に掲げとする。 一 土地改良区及び土地改良区連合会 二 土地区画整理組合 三 農業協同組合及び農業協同連合会 四 森林組合、生産森林組合、林組合連合会 五 農業委員会 六 水害防止組合 七 漁業連合会 八 その他国土交通</p>

2-7 土地基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う地籍調査に関する事務の取扱い等について

(令和2年9月29日付け国不籍第196号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)

本年3月31日に公布された土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号。以下「改正法」という。)及び同年6月12日に公布された国土調査法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第183号。以下「改正政令」という。)の一部の規定が本日付で施行されるとともに、国土調査法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第79号。以下「改正省令」という。)が本日付で公布・施行されました。

これら法令の施行に伴う地籍調査に関する事務の取扱い等については、下記の点に留意いただくとともに、この旨を農管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、特に断りがない限り、下記に掲げる国土調査法(昭和26年法律第180号。以下「国調法」という。)、不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「不登法」という。)、国土調査法施行令(昭和27年政令第59号。以下「施行令」という。)、国土調査法による不動産登記に関する政令(昭和32年政令第130号。以下「国調法登記令」という。)、国土調査法施行規則(平成22年国土交通省令第50号。以下「施行規則」という。)及び地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。)の条文は、改正法、改正政令及び改正省令による改正後のものとなります。

おって、下記については法務省民事局と協議済みであることを申し添えます。  
また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づくものです。

記

第1 街区境界調査成果に係る特例(国調法第21条の2関係)

1 総論

地籍調査は、国調法第2条第5項において、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行うものとされている。これについて、特に都市部においては調査の困難性の高さから進捗が遅れているところであるが、道路等の公有地と私有地との境界(いわゆる官民境界)が明らかになっていれば、地籍調査が完

目次

第1章 国土調査に関する基本法等	1
第2章 国土調査に関する手続法令等	19
第3章 地籍調査に関する作業法令等	91
第1節 地籍調査作業規程準則・運用基準、法施行規則等	
3-1-1 地籍調査作業規程準則・地籍調査作業規程準則運用基準	
・地籍調査作業規程準則運用基準(別表)	
<参考1> 地籍調査作業規程準則 新旧表(令和2年6月分)	
<参考2> 地籍調査作業規程準則 新旧表(令和2年9月分)	
<参考3> 地籍調査作業規程準則運用基準 新旧表(令和2年6月分)	
<参考4> 地籍調査作業規程準則運用基準(別表)	
3-1-2 地籍 第4節 一筆地調査	
3-1-3 地籍 第1款 関係機関との調整	
3-1-4 地籍 第2款 調査図素図及び地籍調査票又は街区境界調査票の作成	
3-1-5 地籍 第3款 地番の調査	
3-1-6 国土 第4款 地目の調査	
第2節 工程 第5款 合併・一部合併があったものとしての調査	
第3節 基 第6款 代位登記の申請	
第4章 作業 第7款 新たに土地の表題登記をすべき土地を発見した場合の処	
第1節 事務 理 第8款 滅失した土地等がある場合の処理	
第2節 計画 第9款 国有地の取扱い	
第3節 地籍 第10款 長狭物の調査	
第1款 マ 第5節 最終取りまとめ及び成果の送付	
第2款 準 第1款 地籍図及び地籍簿の作成並びに街区境界調査図及び街区	
第3款 地籍 境界調査簿の作成	
第2款 数値情報化と利活用	
第3款 成果の認証請求・承認申請	
第5款 成果の誤り等の処理	
第6款 電子納品要領	

朗報 ♡ 送料無料



ご予約された皆様の送料が無料。  
また、7月31日までにご注文され  
た方についても送料が無料で～す。

第5章 地籍調査推進施策関係……………	1561
第1節 国土調査法第19条第5項の指定	
第2節 地籍整備推進調査費補助金	
第3節 地籍調査推進施策	
第6章 所有者不明土地関係……………	1815
第7章 参考法令等……………	1921
民法〔抄〕、地方自治法〔抄〕、地方財政法〔抄〕、特別交付 税に関する省令〔抄〕、不動産登記法〔抄〕、不動産登記令 〔抄〕、不動産登記規則〔抄〕、不動産登記事務取扱手続準 則〔抄〕、国土調査法による不動産登記に関する政令、登記 手数料令〔抄〕、筆界特定申請手数料規則〔抄〕、農地法 〔抄〕、森林法〔抄〕、河川法〔抄〕、公有水面埋立法 〔抄〕、道路法〔抄〕、国土利用計画法〔抄〕、住居表示に關 する法律〔抄〕、地方税法〔抄〕、固定資産税評価基準 〔抄〕	
索引	
法令発出の年月日順……………	2037